

## 中国法における未成年者の法的地位

孟 慶 廉

### 1 はじめに

日本では2022年4月1日、民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）が施行され、それまで20歳だった成年年齢が18歳に引き下げられた。成年年齢を引き下げることによって若者の自立を促すことがその目的であるが、18歳とする理由については様々なが指摘がなされていた。その中でも特に、世界のほぼ80%を超える国々が成年年齢を18歳としていることが大きな根拠とされていた<sup>(1)</sup>。

確かに、多くの国では18歳が成年とされ、自らの判断で自由に契約を締結できる年齢とされている。もともと、そもそも成年年齢をいくつにすべきかはそれぞれの国の事情や国民の意識によって定めるべきで、仮に18歳が大勢を占めているにしても、必ずしもそれに倣う必要があるとは言えない。また、18歳で成年に達するまでの法的能力に関する規定や考え方も多様であって、決して法的に一律に定められてはいない。

近時、中国では、2021年1月1日から「中華人民共和国民法典」（以下では統一民法典とする）が施行され、そこでの成年年齢は18歳と定められている。さらに、成年年齢に関する法的な議論は統一民法典制定以前から継続してなされており、これに基づいて実際に制度も運用されてきている。

---

(1) 内田亜也子「民法の成年年齢引下げの意義と課題——未来を担う若年者の自立への期待と新たな支援対策の必要性」立法と調査395号（2017年）64頁。

そこで本稿の目的は、成年年齢に関する中国民法の理論と実際の制度運用とを整理して日本に紹介する点にある。この作業を通して、今後の日本における未成年者に関する法の枠組みを検討する際の比較法的視点を得るとともに、改めて成年年齢の持つ法律的な意義を確認することができると思われる。

## 2 中国における未成年者の意義

### (1) 統一民法典制定前の状況

現在の中国においては、2020年に成立し、2021年から施行されている統一民法典が未成年者に関する制度を規定しているが、同法における制度の原型は、これに先立つ「中華人民共和國民法通則」においてすでに扱われており、現行の制度はこれを発展させたものとして位置づけられる。そこで、現行の制度を紹介する前に、まず、統一民法典制定前の法状況を以下において示すこととする。

統一民法典が施行される以前には、中国においては、形式的な意義での（統一的な）民法典が存在していなかったが、「中華人民共和國民法通則」（以下では「民法通則」とする）、「中華人民共和國物権法」、「中華人民共和國合同法」（日本の「契約法」に相当する、以下では「合同法」とする）、「中華人民共和國担保法」、「中華人民共和國婚姻法」、「中華人民共和國収養法」（日本の「養子縁組法」に相当する）、「中華人民共和國継承法」（日本の「相続法」に相当する）および「中華人民共和國侵權責任法」（日本の「不法行為法」に相当する）、合計8つの法律が実質的な意義での民法を構成している<sup>(2)</sup>。これらのうち、初めて未成年者の概念を明確にしたのが、

---

(2) 中国においては、過去4回にわたって民法典の編纂作業が行われたが、いずれも統一的な民法典ができるまでに至っていなかった。この点については、高見澤磨＝鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会、2017年）123頁以下〔王晨執筆〕、田中信行編『入門中国法（第2版）』（弘文堂、2019年）42頁以下〔石本茂彦執筆〕、胡光輝『中華人民共和國民法典（2021年1月施行、立法経緯・概要・邦訳）』（日本加除出版株式会社、2021年）11頁以下、王利明ほか編『民法（第八版）上册』（中国人民大学出版社、2020年）11頁以下、

1986年に制定された「民法通則」である。「民法通則」においては、自然人の成年年齢は18歳とされ、18歳以上の自然人は「完全民事行為能力人」(「民法通則」第11条1項、日本の「行為能力者」に相当する法概念であり、以下では「完全民事行為能力者」とする)に、10歳以上18歳未満の未成年者は「制限民事行為能力人」(「民法通則」第12条1項、日本の「制限行為能力者」に相当する法概念であり、以下では「制限民事行為能力者」とする)に、10歳未満の未成年者と10歳以上かつ自己の行為を弁識できない未成年者は「無民事行為能力人」(「民法通則」第12条2項、日本民法には対応する概念は存在しないが、以下では内容に応じて「民事行為無能力者」と称する)に位置づけられていた。<sup>(3)</sup><sup>(4)</sup><sup>(5)</sup>

さらに中国民法においては、未成年者が法律行為を行った際の法律効果も、日本民法と全く異なっている。まず、10歳から18歳未満の未成年者が自ら行った法律行為の効力は不確定的無効と評価される。法定代理人が未成年者を代理して法律行為を行った場合に当該取引が有効であることを前提としているにもかかわらず、その未成年者が自ら行った法律行為の効力は、最終的に、以下の①～⑤の状況に該当するか否かによって決される。すなわち、以下の状況のいずれかに該当すれば、その法律行為が有効と評

、〔王利明執筆〕を参照。

- (3) 「民法通則」が成立する以前、中国においては自然人の成年年齢に関する規定は存在しなかった。当時の多数説は、中国憲法で18歳以上の公民が選挙権および被選挙権を享有すると定められている点を参照し、18歳を自然人の成年年齢として主張していた。佟柔ほか編『民法概論』(中国人民大学出版社、1982年)43頁以下〔鄭立執筆〕を参照。
- (4) 「民法通則」においては、意思能力を欠く自然人を対象とする規定はないが、自己の行為を弁識できない又は完全に弁識できない精神病者に関する規定があった(「民法通則」第13条)。同条では、自然人が自己の行為を弁識できない、という表現を用いている。この規定に基づいて、自己の行為を弁識できない自然人は、民事行為無能力者として扱われ、自己の行為を充分に弁識できない自然人(10歳以上に限る。10歳未満の場合は民事行為無能力者である)は制限民事行為能力者と扱われる。従って、10歳以上18歳未満で自己の行為を弁識できない未成年者は民事行為無能力者に該当する。
- (5) 王叔文ほか編(愛新覚羅連湘ほか訳)『現代中国法概論』(法律文化社、1989年)103頁〔王家福執筆〕、木間正道ほか著『現代中国法入門』(第4版)〔有斐閣、2006年〕137頁以下〔宇田川幸則執筆〕、朱勇ほか編(江利紅ほか訳)『中国の法律』(中央経済社、2016年)54頁以下〔王衛國執筆〕。

価されることになり、いずれにも該当しなければ無効が確定する。

- ① 法定代理人の同意を得て未成年者本人が法律行為を行った場合（「民法通則」第12条第2文）。
- ② 未成年者自身が法定代理人の同意なく行った法律行為であって、その内容が単に利益を得る場合（「合同法」第47条<sup>(6)</sup>）。
- ③ 未成年者自身が法定代理人の同意なく行った法律行為であって、当該取引の内容が当該未成年者の年齢若しくは知力に相応する場合（「民法通則」第12条第1文）。「年齢若しくは知力に相応する」か否かは、当該法律行為がなされた地理的状況や目的物の内容、価額等によって決定される（具体例での説明は後述）。
- ④ 法定代理人の追認があった場合（「合同法」第47条<sup>(7)</sup>）。
- ⑤ 16歳以上であり、かつ自己の労働収入を主要な生活の糧としている未成年者が法律行為を行った場合（「民法通則」第11条2項、労働成年擬制と称する。この制度については後述（4）で扱う）。

次に、10歳未満の未成年者の場合においては、その未成年者が単独で行った法律行為は無効であり、法定代理人の追認によって有効となる余地もない。従って、10歳未満の未成年者を主体とする法律行為については、法定代理人が未成年者を代理して行わなければならない。

---

(6) 「合同法」第47条の内容は「① 限制民事行为能力人订立的合同，经法定代理人追认后，该合同有效，但纯获利益的合同或者与其年龄、智力、精神健康状况相适应而订立的合同，不必经法定代理人追认。② 相对人可以催告法定代理人在一个月内予以追认。法定代理人未作表示的，视为拒绝追认。合同被追认之前，善意相对人有撤销的权利。撤销应当以通知的方式作出。」（① 制限民事行为能力者が締結した契約は、その法定代理人の追認による有効となるが、単に利益を得る契約又は年齢、知力及び精神状況に相応する契約は法定代理人の追認する必要はない。② 相手方は法定代理人に対し、1か月以内に追認するよう催告することができる。法定代理人がそれに表示をしないときは、追認の拒絶とみなす。契約が追認される前は、善意の相手方は取消しの権利を有する。この取消しは通知の方式でなければならない。—— 著者訳）である。国家法律法規数据库、「中华人民共和国合同法」、<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZje30TAxNjc4YmY2MDUzYTAYMTc%3D>、(2022年12月8日最終アクセス)を参照。

(7) この追認とは、もともと取り消すことができる法律行為をもうはや取り消さないという意思表示ではなく、本来、無効な行為を遡及的に有効させる意思表示である。

なお、中国最高人民法院（日本の最高裁判所に相当する）は、『関与貫徹執行「中華人民共和国民法通則」若干問題的意見（試行）』（以下では「民法通則意見」とする<sup>(8)</sup>）を公表しており、これは、条文の形で中国最高人民法院の解釈を明示したものである。その第6条においては、10歳未満の未成年者および10歳から18歳未満の未成年者が奨励（国や地方自治体などからの財物）、贈与、報酬を受ける場合には、取引の相手方とその他の第三者は、当該未成年者の民事行為無能力または制限民事行為能力を理由として無効を主張できないと規定していた。「民法通則」においては、「民法通則意見」第6条の内容は明記されておらず、同条はこの部分を補足する機能を果たしていたところ、統一民法典の成立に伴って、「民法通則」および「民法通則意見」の効力は失われている<sup>(9)</sup>。

## (2) 統一民法典の制定と施行

2021年1月1日に施行された統一民法典は、前述8つの法律の内容を基本としつつ、「民法通則意見」などの法解釈を踏まえて、それまでに蓄積された実務経験を整理して取り入れたものである<sup>(10)</sup>。

統一民法典の編纂は2015年3月から始まったが、編纂作業は二段階で行われた。第一段階は統一民法典の総則部分「中華人民共和国民法総則」（以下では「民法総則」とする）の制定であった。この段階で制定した

(8) 中国人大網、「最高人民法院印發『關於貫徹執行「中華人民共和国民法通則」若干問題的意見（試行）』的通知」、[http://www.npc.gov.cn/zgrdw/huiyi/lfzt/swmgsxflysfy/2010-08/18/content\\_1588353.htm](http://www.npc.gov.cn/zgrdw/huiyi/lfzt/swmgsxflysfy/2010-08/18/content_1588353.htm)、（2022年12月8日最終アクセス）を参照。

(9) 統一民法典附則第1260条には、前述「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和國物權法」、「中華人民共和國合同法」、「中華人民共和國担保法」、「中華人民共和國婚姻法」、「中華人民共和國収養法」、「中華人民共和國繼承法」、「中華人民共和國侵權責任法」合計8つの法律の廃止が規定されたのみならず、後述、同法典の施行日及び一旦施行した「中華人民共和国民法総則」の廃止も規定されている。国家法律法規數據庫、「中華人民共和国民法典」、<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3MjlkMWVmZTAxNzI5ZDUwYjVjNTAwYmY%3D>、（2022年12月8日最終アクセス）を参照。

(10) 白出博之「中国民法典の制定について（1）」ICD NEWS: 法務省法務総合研究所国際協力部報85号23頁（2020年）、および最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組編『中華人民共和国民法典總則編理解与適用（上）』2頁（人民法院出版社、2020年）を参照。

「民法総則」の草案は2017年3月に全国人民代表大会の審議を受けた後、2017年の10月1日に施行された。続いて、第二段階は総則以外の各編の草案の制定であった。総則以外の各編の草案が制定された後、すでに施行されていた「民法総則」とこれらの草案が統合され、統一民法典の草案となった。当該統一民法典草案は2020年5月28日に全国人民代表大会の審議を通過し、中国の初めての統一民法典となった。<sup>(11)</sup>

同法典の未成年者に関する条文は、「民法通則」の規定の多くをそのまま引き継いでおり、とりわけ、18歳を自然人の成年年齢とする点は同一である。他方、従来は10歳以上18歳未満の未成年者に適用されていたルールが、8歳以上18歳未満の未成年者に拡大されている点、及び、これに対応して、従来、10歳未満の未成年者に適用されていたルールが、一部変更のうえで8歳未満に引き下げられている点は、基本的な枠組みにかかわる重要な変更である。

### (3) 統一民法典における成年年齢

統一民法典の第17条は「十八周岁以上的自然人为成年人。不满十八周岁的自然人为未成年人。」(18歳以上の自然人は成年者とする。18歳未満の自然人は未成年者とする。)<sup>(12)</sup>と定めている。すなわち、中国民法における自然人の成年年齢は18歳である。

18歳を成年年齢とする実質的な根拠としては、文献上、次の諸点が指摘されている。<sup>(13)</sup>

- ① 年齢を主な判断材料とすることが、最も正当かつ現実的な方法であり、現在、ほとんどの国で、年齢が能力判定における主要な考慮事項となっていること。

---

(11) 最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組・前掲注(10)2頁を参照。

(12) 本稿における統一民法典の条文訳については、道垣内弘人(監修)、田澤元章(監修)、宇田川幸則(監修)、大村敦志(編集)渠涛(翻訳)『中華人民共和國民法典I対照条文編』(商事法務、2022年)による、ここの訳は当該文献の6頁から引用したものである。

(13) 最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組・前掲注(10)119頁を参照。

- ② 18歳に達した自然人は、通常、社会生活において認知及び判断が可能であり、自己の行為の影響を予測し、それに応じて結果を負担することができること。
- ③ 成年年齢を画一的に定めることによって、18歳未満の年少者の合法的な権利・利益の保護が十分配慮されること。

#### (4) 16歳以上の未成年者に適用される労働成年擬制制度

自然人にどの範囲で行為能力を付与するかは、必ずしも年齢だけで判断することができない。未成年者が置かれている社会環境など、他の要素も考慮すべきである。18歳を一律に成年年齢とすることにより生じる硬直性を緩和するための制度として、統一民法典は、特色のある成年擬制制度を有しており、この制度は「民法通則」から引き継がれたものである。

同法典第18条2項は、以下のように、労働による成年擬制を規定している。「十六周岁以上的未成年人，以自己的劳动收入为主要生活来源的，视为完全民事行为能力人。」（16歳以上の未成年者が自己の労働収入を主な生活の糧としているときは、完全民事行為能力者とみなす<sup>(14)</sup>）。すなわち、16歳以上の未成年者が自己の労働収入で自立できる場合<sup>(15)</sup>には、完

---

(14) 道垣内ほか・前掲注(12)6頁。

(15) 「自己の労働収入を主な生活の糧とすること」の意義は、自己の労働で収入を得て、所在地域の一般の生活基準を維持できることであると解されている。中国人大網・前掲注(8)を参照。また、浙江省温州市中级人民法院(2020)浙03民終4518号民事判決書と遼寧省瀋陽市中級人民法院(2021)遼01民終12066号民事判決書において、同法院は労働成年擬制の判断基準は財産の有無にかかわらず、その未成年者が労働により収入を得る同時に、社会活動に参加し、独立した社会的地位を有しているか否かによって決すること明示している。さらに、河南省鄭州市中级人民法院(2010)鄭民一終字第566号民事判決書は、第一審判決の未成年者の収入(600元、約1万2000円、8月上旬の為替レートは1元=約20円である。便宜上、本文は当該為替レートを採用している)は当時の地元の最低生活保障基準(260元、約5200円)を超えているから、当該未成年者が完全民事行為能力者と認定できるとの判断を是認している。しかし、中学校を卒業してすぐ働き出した未成年者は、労働収入を主要な生活の糧とすれば、この例外によって成年擬制されることになる。この場合には、取引経験が不十分のまま成年擬制されることと収入の基準が不明瞭であるため、労働収入を主要な生活の糧を要件とすることは適切ではないとの指摘もある。王利明『民法総則研究(第3版)』(中国人民大学出版社、2018年)196頁以下を参照。



全民事行為能力者とみなされる。そして、いったん上記の要件を満たした未成年者は、たとえ労働収入を失っても、未成年者の法的地位に戻らない。

当該成年擬制は、改正前の日本民法第 753 条に規定されている婚姻成年擬制と同様の効果を有している<sup>(16)</sup>。すなわち、統一民法典第 18 条 2 項の要件を満たせば、未成年者の意思にかかわらず完全民事行為能力者となり、成人と同様の行為能力を取得する<sup>(17)</sup>。

他方、日本民法第 6 条 1 項は、「一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する」と規定している。しかし、当該規定は営業に関わる取引に限定されているため、前述の労働成年擬制制度と比べると、その適用対象はかなり異なっている<sup>(18)</sup>。

なお、労働成年擬制制度は、理論上、先に見た硬直性を緩和するという意義に加えて、民法以外の法令との整合性を維持するという意義も有する<sup>(19)</sup>。たとえば、「中華人民共和国労働法」や「中華人民共和国刑法」における

---

(16) 中国が婚姻成年擬制を採用しなかった理由は、中国における法定婚姻年齢は成年年齢より高いことにある。すなわち、統一民法典では 18 歳以上の自然人が成人とされているが、婚姻については、同法典第 1047 条により、法定婚姻年齢が男性 22 歳以上、女性 20 歳以上と規定されている。その理由は、婚姻は重要または複雑な行為であり、高度な判断能力を有しなければならない点に求められている。最高人民法院民法典貫徹実施工作領導小組・前掲注 (10) 124 頁を参照。

(17) 朱広新「我国民法擬制成年制度的反思与重建」法商研究第 141 期 (2011 年) 67 頁。

(18) 日本の営業に関する成年擬制と比べると、中国の労働成年擬制はより広範囲に未成年者に成人と同様の行為能力を与えている。労働成年擬制制度は 16 歳以上 18 歳未満、すなわち義務教育を受け、中学校を卒業した未成年者を対象としているが、中国において、具体的にどれぐらいの未成年者にこの制度が適用されているかは明らかではない。中国の教育部が公表している高校への進学率によれば、同進学率は 2010 年の 87.5% から 2020 年には 95.7% に上昇しており、対象となる未成年者の数は年々減少していることが示されている。従って、実際に当該制度が適用されている未成年者の数は極めて少ないと思われる。中華人民共和国教育部、「各級普通学校畢業生升学率」、[http://www.moe.gov.cn/jyb\\_sjzl/moe\\_560/2020/quanguo/202108/t20210831\\_556354.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_sjzl/moe_560/2020/quanguo/202108/t20210831_556354.html)、(2022 年 12 月 8 日最終アクセス) を参照。

(19) 最高人民法院民法典貫徹実施工作領導小組・前掲注 (10) 125 頁、戴孟勇「労働成年制の理論与実証分析」中外法学 24 卷 3 号 (2012 年) 507 頁以下を参照。



諸規定との整合性が、本制度によって図られている。<sup>(20)</sup>

(20) 「中華人民共和国労働法」との関係については、同法第15条が問題となる。同法第15条の内容は「禁止用人单位招用未满16周岁的未成年人。文艺、体育和特种工艺单位招用未满十六周岁的未成年人，必须遵守国家有关规定，并保障其接受义务教育的权利。」(16歳未満の未成年者を雇用することは禁止される。文芸、体育、特種な工芸に関わる部門が未成年者を雇用する際には、国の関連する規定を遵守しながら、当該未成年者の義務教育を受ける権利を保障しなければならない。——著者訳)である。同条によれば、16歳未満の未成年者の雇用は禁止されているため、原則として16歳以上の未成年者でなければ雇用できない。国家法律法規データベース、「中華人民共和国労働法」、<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjEzNWY0NjAxNmYyMGYxNmVlMTE3Mzc%3D>、(2022年12月8日最終アクセス)を参照。さらに、「中華人民共和国未成年者保護法」第61条は「①任何组织或者个人不得招用未满十六周岁未成年人，国家另有规定的除外。②营业性娱乐场所、酒吧、互联网上网服务营业场所等不适宜未成年人活动的场所不得招用已满十六周岁的未成年人。③招用已满十六周岁未成年人的单位和个人应当执行国家在工种、劳动时间、劳动强度和保护措施等方面的规定，不得安排其从事过重、有毒、有害等危害未成年身心健康的工作或者危险作业。④任何组织或者个人不得组织未成年人进行危害其身心健康的表演等活动。经未成年人的父母或者其他监护人同意，未成年人参与演出、节目制作等活动，活动组织方应当根据国家有关规定，保障未成年人合法权益。」(①すべての団体又は個人は、国の特別の定めがある場合を除くほか、16歳未満の未成年者を雇用することができない。②風俗店、バー、ネットカフェ、その他未成年者にとって適切とは言えない場所では、16歳に達した未成年者を雇用してはならない。③16歳に達した未成年者を雇用する事業者および個人は、作業の種類、労働時間、作業の強度および保護措置に関する国の規制を遵守し、過度に重い作業、有害な作業、その他未成年者の心身の健康を危険にさらす作業、または危険な作業に従事させてはならない。④いかなる組織または個人も、未成年者の身体的・精神的健康を危険にさらすような活動を企画してはならない。未成年者がその両親またはその他の保護者の同意を得て、公演、番組制作、その他の活動に参加したとき、活動の主催者は、関連する国家法規に従って未成年者の合法的な権利と利益を保護しなければならない。——著者訳)と規定している。国家法律法規データベース、「中華人民共和国未成年者保護法」、<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NTI2NWRkNDAXNzUzZmI5ZQ1ODEyN2I%3D>、(2022年12月8日最終アクセス)を参照。また、中国現行「中華人民共和国刑法」第17条は「已满十六周岁的人犯罪，应当负刑事责任。」(16歳以上の自然人は犯罪すれば、刑事責任を負うべきである。——著者訳)と定めている。しかし、16歳未満の未成年者が悪質な犯罪行為を行った場合はこの限りではない(「中華人民共和国刑法」第17条第2項及び第3項)。国家法律法規データベース、「中華人民共和国刑法」、<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3OTZlNmYyMjYTAxNzk4MjJhMTRk2NDBjOTI%3D>、(2022年12月8日最終アクセス)を参照。その他、「中華人民共和国居民身份证法」第6条は「①公民应当自年满十六周岁之日起三个月内，向常住户口所在地的公安机关申请领取居民身份证。②未满十六周岁的公民，由监护人代为申请领取居民身份证。」(①国民は、満16歳に達した日から3か月以内に、常住戸籍所在地の公安機関に対して、住民身分証の発行を申請しなければならない。②16歳未満の場合は、監護人が住民身分証の申請を代行する。)と規定している。国家法律法規データベース、「中華人民共和国居民身份证法」、<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhjZjE3OT>

#### (5) 8歳から18歳未満の未成年者（制限民事行為能力者）

統一民法典第19条は、「八周岁以上の未成年人为限制民事行为能力人、实施民事法律行为由其法定代理人代理或者经其法定代理人同意、追认；但是，可以独立实施纯获利益的民事法律行为或者与其年龄、智力相适应的民事法律行为。」（8歳以上の未成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為はその法定代理人による代理又はその法定代理人の同意若しくは追認によってする。ただし、単に利益を得る民事法律行為又はその年齢若しくは知力に適應する民事法律行為は単独ですることができる<sup>(21)</sup>）と規定する。

本規定は、従来の「民法通則」第12条を以下の2点において、補足、修正したものである。

まず、本規定は、従来、「民法通則」第12条1項が制限民事行為能力者の年齢を10歳から18歳未満と規定していたところ、その下限年齢を8歳に引き下げた。また、本規定は、従来、「合同法」第47条に規定されていた内容を当該条文に統合している。すなわち、法定代理人が追認した場合、および単に利益を得る場合には当該民事行為は有効であるとの内容を明記している。

なお、8歳以上の未成年者が行った法律行為が「その年齢若しくは知力に相応する法律行為」であるか否かは、従来と同様に、地理的状況や目的物の内容、価額等を総合的に判断して決される<sup>(22)</sup>。たとえば、未成年者の年齢若しくは知力に相応するという点については、次頁（表1）のような裁判例<sup>(23)</sup>があった。

また、統一民法典は、上記の行為主体に対する規定以外にも、法律行為

---

、AxNjc4YmY3MzZlMzA2Mjc%3D、(2022年12月8日最終アクセス)、及び法務省民事局民事第一課「平成27年度中華人民共和国における身分関係法制調査研究」戸籍：戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌950号（2018年）32頁以下を参照。当該成年擬制はこれらの条文との調和を主な目的とする制度である。戴孟勇・前掲注（19）507頁以下を参照。

(21) 道垣内ほか・前掲注（12）6頁による。

(22) 最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組・前掲注（10）128頁以下を参照。

(23) これらの裁判例は、現行法と同様である。また、紙幅の都合上、本稿では裁判例の詳細を扱うことができず、別稿にて、具体的な裁判例の紹介を行う予定である。

表1 未成年者の年齢若しくは知力に相応するか否かに関する事例

安徽省臨泉県 人民法院 (2020) 皖 1221 民初 5016 号	11 歳と 13 歳の未成年者が、ライブストリーミングプラットフォームで仮想通貨を大量購入し消費した事例 (20 万円程度、約 400 万円)。	これらの行為は年齢に相応する行為ではないため、その法律行為は無効であった。
安徽省阜陽市 中級人民法院 (2021) 皖 12 民終 17 号	10 歳の未成年者が、おもちゃをいくつか購入し、その合計金額が大きく、かつ単価 1000 元 (約 2 万円) 以上のものが含まれている事例。	短期間に繰り返し小売店業者に支払いや購入を委任しており、その合計金額が大きく、1 回の消費額が 1000 元以上の状況も含んでいるため、未成年者自身の年齢若しくは知力に相応するものではない。
四川省洪雅県 人民法院 (2021) 川 1423 民初 657 号	13 歳の未成年者がスマートフォン (本体価格 699 元、約 1 万 3980 円) を購入した事例。	未成年者が所在する現地の消費水準は高くないから、13 歳の未成年者が 699 元の商品を購入できるほどではない。さらに、未成年者が購入したものはスマートフォンであり、スマートフォン自体の機能若しくは用途からすると、明確に表示されたスマートフォン自体の購入費用とは別に、通信料金などの使用過程で予測できない費用が発生するため、未成年者はその年齢若しくは知力の範囲では判断することができないものであった。なお、現代社会において、スマートフォンが人々の生活に多くの利便性をもたらしていることは否定できないが、未成年者 <sup>(24)</sup> にとっては、監護人の有効な審査なしに受け取る情報は多元的で、未成年者の知力により制御できないものとなっている。従って、当該購入行為は未成年者の年齢若しくは知力に相応する行為ではない。

(24) 中国の監護制度は日本の後見制度と相当する制度である。ただし、中国の監護制度における監護人の候補順位は以下の通りである。未成年者の場合、監護人の候補順位 (統一民法典第 27 条) は ① 親 (未成年者の親がすでに死亡し、または監護能力がないときは以下の者のうち監護能力を有する者が順序に従って監護人を担う) ② 祖父母、外祖父母 ③ 兄、姉 ④ その他、監護人の担当する意思のある個人または関係組織 (ただし、この場合は未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会または民政機関の同意を得なければならない) と規定されている。成人の場合、監護人の候補順位 (統一民法典第 28 条) は以下の者のうち監護能力を有する者が順序に従って監護人を担う、① 配偶者 ② 親、子 ③ その他の近親者 ④ その他、監護人の担当に意欲のある個人または関係組織 (ただし、この場合は未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会または民政機関の同意を得なければならない) と規定されている。道垣内ほか・前掲注 (12) 10 頁を参照。

表1 未成年者の年齢若しくは知力に相応するか否かに関する事例（続き）

湖南省永州市 中级人民法院（2021） 湘11民終531号	12歳の未成年者が単独で原付バイク（600元、約1万2000円）を購入した事例。	12歳の未成年者が原付バイクを購入するという行為は、未成年者の年齢若しくは知力に相応しない行為である。
遼寧省瀋陽市 中级人民法院（2021） 遼01民終16782号	17歳の高校生が写真撮影サービスを利用した事例（合計金額の6500元、約13万円を本契約1回1600元、付加契約3回900元、3344元、656元、合計4回に分けて支払った）。	高校生である未成年者は、スマートフォンとデビットカードを持っており、個人の消費記録によれば、スマートフォンを使って商品を購入することが多く、スマートフォンを利用して商品を購入することについて正常な判断と能力を有していたといえる。また、当該未成年者は、学業優秀な高校生として、契約書の文言内容を識別、理解し、撮影サービスの要否を適切に判断できるはずであるため、当該法律行為は有効である。

の章に、制限民事行為能力者および民事行為無能力者（後述（6））が行った法律行為の効力に関わる条文を設けている。<sup>(25)</sup>

すなわち、同法典第145条は、次のように規定している。「① 限制民事行为能力人实施的纯获利益的民事法律行为或者与其年龄、智力、精神健康状况相适应的民事法律行为有效；实施的其他民事法律行为经法定代理人同意或者追认后有效。② 相对人可以催告法定代理人自收到通知之日起三十日内予以追认。法定代理人未作表示的，视为拒绝追认。民事法律行为被追认前，善意相对人有撤销的权利。撤销应当以通知的方式作出。」（① 制限民事行為能力者がした、単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、知力及び精神健康状況に相応する民事法律行為は、有効とする。その他の民事法律行為をしたときは、法定代理人の同意又は追認によって、有効となる。② 相手方は法定代理人に対し、通知を受け取った日から30日以内に追認するよう催告することができる。法定代理人がそれに表示をしないときは、追認の拒絶とみなす。民事法律行為が追認される前は、善意の相手方は取消しの権利を有する。この取消しは通知の方式でなければならない<sup>(26)</sup>。）。

当該条文の第1項第1文は、制限民事行為能力者が単独で行った法律行

(25) これらの条文の適用主体は未成年者に限らず、制限民事行為能力者と民事行為無能力者に該当する、すべての自然人に適用される。

(26) 道垣内ほか・前掲注（12）52頁。

為のうち、法定代理人の同意がなくても、例外的に有効な法律行為を列記しており、引き続き第2文において、これ以外の法律行為が有効となるための要件を示している。さらに第2項は、従来「合同法」第47条に規定されていた、相手方の催告権および善意の相手方の取消権に関する規定を引き継いだものである。

#### (6) 8歳未満の未成年者（民事行為無能力者）

同法典第20条は「不满八周岁的未成年人为无民事行为能力人，由其法定代理人代理实施民事法律行为。」（8歳未満の未成年者は、民事行為につき無能力者とし、その法定代理人が代理して民事法律行為をする。）<sup>(27)</sup>と規定している。本条文も、従来の10歳未満の上限年齢を8歳未満に引き下げているが、前述「民法通則意見」の内容は反映されていない。すなわち、統一民法典の当該条文によれば、8歳未満の未成年者は法律行為を行う能力を一切有していないので、単に利益を得る内容の法律行為を行う場合であっても、法定代理人によってなされなければならない。<sup>(28)</sup>

一方、同法典第21条2項は「八周岁以上的未成年人不能辨认自己行为的，适用前款规定。」（8歳以上の未成年者が自己の行為を弁識することができないときは、前項の規定を適用する。）<sup>(29)</sup>と規定している。すなわち、8歳以上の未成年者は制限民事行為能力者とされているが、自己の行為を弁

(27) 道垣内ほか・前掲注(12)6頁。

(28) この点について、学説の一部は、中国法における自然人の構成を前提とした場合の論理的帰結であるとしている。すなわち、民事行為無能力者は意思表示する能力を有しないため、当然「報酬、贈与を受け取る」との意思表示もできない。したがって、単に利益を得る法律行為に関する特別規定は、民事行為能力を持つ人にも適用される。最高人民法院民法典貫徹実施工作領導小組・前掲注(10)130頁以下を参照。しかし、審議段階のみならず、統一民法典施行後の現段階においてもなお、民事行為無能力者が単に利益を得る法律行為を行う場合には、例外的にこれを有効な法律行為として扱うべきであるとの見解も存在している。この見解は、単に利益を得る場合を厳格に解釈することを前提として、当該行為を有効な法律行為と評価しても民事行為無能力者の利益を害しないという点を挙げている。申衛星「論無行為能力人純獲利益法律行為の効力」法律科学2022年第2期(2022年)47頁以下を参照。

(29) 道垣内ほか・前掲注(12)6頁。

識することができない場合には、当該未成年者も民事行為無能力者として扱われる<sup>(30)</sup>。

なお、同法典第 144 条は「无民事行为能力人实施的民事法律行为无效。」（民事行為無能力者がした法律行為は、無効とする。）と規定している。当該条文は、主に「民事行為無能力者」が行った法律行為は無効であることを明らかにする。すなわち、民事行為無能力者に当たる 8 歳未満の未成年者が単独で行った法律行為はいかなる場合でも無効であり、当該未成年者が有効な法律行為を行うためには、法定代理人が代理行為を行うことが不可欠である。

#### (7) 8 歳を基準とする理由

統一民法典において、制限民事行為能力者と民事行為無能力者の限界年齢が 10 歳から 8 歳に引き下げられた理由は、当該統一民法典制定時における中国民法学者および実務家の共通認識として、「民法通則」において 10 歳未満の未成年者を一律に民事行為無能力者としている点は、社会状況に適合していないと考えられていたことに基づく<sup>(31)</sup>。

統一民法典の起草段階<sup>(32)</sup>においては、二つの提案がなされており、一つは「民法通則」と同じく三段式の構成を採用しつつ、制限民事行為能力者の下限年齢を引き下げる提案であり、もう一つは、従来の三段式の構成を破棄し、自然人を直ちに「成人と未成年者」の二種類にわけて、未成年者を年齢による「制限民事行為能力者と民事行為無能力者」に分けずに構成する提案であった<sup>(33)</sup>。最終的に前者が採用されたが、この点についても、起草

---

(30) 統一民法典においても、前掲注 (4) で説明した「民法通則」と同様の概念を採っている。

(31) 梁慧星「『中華人民共和民法総則（草案）』：解説、評論和修改建議」華東政法大学学报 2016 年第 5 期（2016 年）11 頁以下。

(32) 統一民法典の編纂は総則とそれ以外の編の二つの段階に分かれていたため、本稿で言及した自然人の構成及び制限民事行為能力者の下限年齢に関わる議論は、統一民法典草案の編纂初期、すなわち、2017 年 10 月 1 日に施行された「民法総則」の草案を作成した際の議論である。

(33) 統一民法典の編纂が完成される前に、この三段式の構成に対して、学者から多数の批判



段階では6歳を基準としていたが、その後の審議において、当該基準を6歳とするか否かをめぐって激しく議論がなされた。そこでは、社会経済の発展によって8歳の児童はほぼ全員が小学校に入学している状態であり、

ゝ が加えられていた。例えば、董学立「民事行為能力制度重構」河北法学第25巻第11期(2007年)75頁以下は、次のような見解を示している。まず、董教授は、契約を無効と評価する制度によって主に保護されるのは公共の利益であり、これを私人間の利益調整に用いることは、私的自治原則に照らせば行き過ぎであるとしたうえ、むしろ取消権を付与することにより、当事者の私的自治を害さずに私人間の利益を調整し、弱者保護を図ることができるかと主張する。そのうえで、不確定的無効という構成では未成年者の私的自治が害されると批判し、日本民法のように、未成年者が締結した契約にも効力を認めたいと、未成年者とその法定代理人に取消権を付与すべきだと主張している。その他、朱広新「民事行為能力類型化的局限性及其克服」法学評論第183期(2014年)18頁以下は、年齢により未成年者を制限民事行為能力者と民事行為無能力者に区別するという構成は、柔軟性に欠けると主張する。すなわち、現行法では一律に民事行為無能力者とされる個々の未成年者が有する差異に配慮せず、年齢構成によって一律に民事行為無能力者とする構成は、逆に一定の取引能力を備えた民事行為無能力者に対しては不適切な制限となる恐れがあると主張している。なお、統一民法典制定時の議論においても、これらの批判に相応して、自然人を「成人と未成年者」に2分類することが提案されていた。梁慧星・前掲注(31)12頁、楊立新『民法総則：条文背後的故事と難題』(法律出版社、2017年)72頁以下、『中国民法典草案建議稿附理由(第3版)』(法律出版社、2013年)の訳本である、道垣内弘人(監修)、田澤元章(監修)、宇田川幸則(監修)、大村敦志(編集)梁慧星(企画・原案)、渠涛(翻訳)『中華人民共和國民法典Ⅱ資料編』(商事法務、2022年)5頁以下を参照。

(34) 梁慧星・前掲注(31)11頁、最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組・前掲注(10)127頁、杜涛編『民法総則的誕生：民法総則重要草稿及立法過程背景介紹』(北京大学出版社、2017年)12頁以下、陳甦ほか編『民法総則評注(上冊)』(法律出版社、2017年)128頁以下、楊立新・前掲注(33)71頁以下、楊立新『「民法総則」対自然人制度的改革』(中国法制出版社、2018年)86頁以下を参照。6歳を下限年齢とすることを支持する見解は、社会の発展に伴って未成年者の発達状況も変化しており、現在では6歳の未成年者は一定の弁識能力を有しているため、単独に限られた法律行為を行う資格を与えるべきとの意見を中心にしている。他方、6歳を下限年齢とすることに反対する見解は、6歳の未成年者はまだ十分な弁識能力を有していないこと、および中国の都市と農村の教育水準は異なっており、農村の子供は6歳に達しても必ず十分な弁識能力を有していないことを理由として挙げている。張榮順編『中華人民共和國民法総則解説』(中国法制出版社、2017年)56頁以下、扈紀華編『民法総則起草歷程』(法律出版社、2017年)17頁以下、最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組・前掲注(10)127頁以下を参照。

(35) 「中華人民共和國義務教育法」の第11条1項は、「凡年满六周岁的儿童，其父母或者其他法定监护人应当送其入学接受并完成义务教育；条件不具备的地区的儿童，可以推迟到七周岁。」(6歳に達した児童に、義務教育を受け、修了させるため、その両親またはその他の法定代理人が当該児童を学校に通わせなければならない、かつ、一部の条件が整っていない地域においては、就学年齢を7歳に延期することもありうる。——著者訳)と定めてゝ



この年齢の児童はすでに一定期間の教育を受けており、基本的な日常生活を行うため必要な法律行為を行うことができるようにすべきだとの配慮により、8歳が制限民事行為能力者と民事行為無能力者の基準とされた。<sup>(36)</sup>しかし、上記の理由は必ずしも説得的であるとは言えず、なお対立は残されている。

### 3 未成年者の原状回復義務

上述したように、同法典においては、未成年者の行為は原則無効と扱われている。本章では、未成年者の行為が無効と評価された後、その原状回復がどのようになされるかについて以下で説明する。

日本民法第121条の2は、第1項において、契約の効力が否定された場合、当事者は、無効な契約に基づいてなされた給付につき原状回復義務を負うと規定している。統一民法典第157条は同趣旨の規定であるが、原状回復義務のみならず、<sup>(37)</sup>過責がある場合の損害賠償義務をも含めて以下の<sup>(38)</sup>ように規定している。

「民事法律行为无效、被撤销或者确定不发生效力后，行为人因该行为取得的财产，应当予以返还；不能返还或者没有必要返还的，应当折价补偿。有过错的一方应当赔偿对方由此所受到的损失；各方都有过错的，应当各自承担相应的责任。法律另有规定的，依照其规定。」（民事法律行為が無効又

---

ゝ いる。国家法律法規数据库、「中華人民共和國義務教育法」、<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE30TAxNjc4YmY3YjQzZTA3ZTk%3D>、(2022年12月8日最終アクセス)を参照。しかし、通常、中国の入学時期は9月1日であるから、子供が8月31日までに6歳に達しなければその年に入学できなくなる。もちろん、個別な地域においては、自治条例により、この限りではない。

(36) 最高人民法院民法典貫徹實施工作領導小組・前掲注(10)128頁を参照。

(37) 過責とは、故意及び過失両方を含む概念である。道垣内弘人「中国民法典における用語法とそのもつ意味について——「过错」と「过失」との区別、および、責任負担を表す諸形式について——」静岡法務雑誌第13号(2022年)69頁以下。

(38) 統一民法典第157条は原状回復義務に当たる「民法通則」第61条の趣旨をそのまま引き継いでいる。

は取消しとされ、又は効力が生じないことが確定した後は、行為者はその行為によって取得した財産を返還しなければならない。返還が不能であるとき、又は返還の必要がないときは、金銭に換算して補償しなければならない。過責のある側は、相手側がこれによって受けた損失を賠償しなければならない。当事者のいずれにも過責があるときは、それぞれが相応する責任を負わなければならない。法律に別段の定めがあるときは、その規定に従う。<sup>(39)</sup>) が示している内容に準じて処理されている。

さらに、日本民法第 121 条の 2 第 3 項においては、未成年者の原状回復義務についての例外が設けられており、その場合の原状回復義務は、現存利益の範囲に限定されている。これに対し、統一民法典においては、未成年者の行った法律行為が無効となった後の原状回復については例外を設けていない。すなわち、未成年者が行った法律行為が無効となった場合でも、一律に上記第 157 条が適用されることになり、この結果を是認する裁判例もある。<sup>(40)</sup>

#### 4 中国民法の未成年者に関する規定のまとめ

中国民法と日本民法は、未成年者の法的地位に関して、全く異なる構成を採用している。中国民法では、18 歳以上の者を完全民事行為能力者、8 歳以上 18 歳未満の者を制限民事行為能力者、8 歳に満たない者を民事行為無能力者とする 3 段階構成を採っている。このように、特定の年齢で法的な扱いを分けることから生じる不都合に対応するために、先述の雇用などによる成年擬制制度が採用されている。

日本民法では、満 18 歳に達した者を成人として完全な行為能力を認め、これに満たない者を未成年者として制限行為能力者の一類型とするという

---

(39) 道垣内ほか・前掲注 (12) 56 頁。

(40) 江蘇省海門市人民法院 (2019) 蘇 0684 民初 1176 号民事判決書、雲南省瀘西県人民法院 (2020) 雲 2527 民初 3243 号民事判決書、舟山市定海区人民法院 (2020) 浙 0902 民初 854 号民事判決書などがある。

2分類を採用している。ただし、未成年者であっても意思能力を有しない場合には、その意思表示は無効となる（日本民法第3条の2）。この無効は相対無効であり、意思無能力者及びその意思無能力者の法定代理人からだけ主張できると解されているため、取消しと類似の機能を果たしている。この点を考慮すれば、日本民法においても、実質的には3分類が採用されていると評価できる<sup>(41)</sup>。

他方、日本民法における成年擬制の制度としては、営業を許された未成年者の当該営業に関する成年擬制（日本民法第6条）の制度が存在している。この営業許可の範囲は、中国の労働成年擬制制度に比べるとかなり狭い。また、同条と日本民法第823条における職業の許可との関係については、明確な結論が出ておらず、職業に就いている未成年者が自己の給料の処分に関し完全な行為能力を有するか否かが争点となっている<sup>(42)</sup>。

のみならず、未成年者の能力に関する具体的な制限についても、中国と

---

(41) なお、2018年の家族法改正前の日本民法には婚姻成年擬制制度があったが、成年年齢の引き下げに伴い、男女ともに18歳が婚姻開始年齢とされたため、婚姻による成年擬制の制度（2018年改正前の民法第753条）は削除されている。

(42) この点に関する小池教授のまとめとして、山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018年）438頁以下〔小池泰執筆〕を参照。小池教授によれば、従来いくつかの学説は、未成年者が職業に就いており親権者から自立して生活している場合にはその活動の独立性を確保すべきだとする観点から、この場合にも民法第6条を適用しない類推適用すべきであると解している。まず、営業に関わる民法第6条と、職業許可に関わる民法第823条を一体のものとして理解すれば、職業を営業に含める余地があるが、職業にはアルバイトなども含まれ、営業より広い概念であるため、民法第823条の職業許可に常に民法第6条1項の効果を認めるのは行き過ぎとなる。さらに、親権者から経済的に自立した未成年者にも生活全般についての独立性を確保させる必要がある。そのため、民法第6条のようにその経営活動に関わる範囲内に限って、未成年者に完全な行為能力を与えることも不十分である。しかも、労働契約については民法第823条の職業許可により、未成年労働者の独自性ある程度実現できている（例えば、未成年労働者の地位を取得した後は、法定代理人の同意なく労働組合に加入することができるなど）。職業許可とともに際、給料の処分許可もあつたとみる余地がある。以上により、両親から自立し、職業に就いている未成年者は、生活全般に関わる完全な行為能力が必要であり、現行民法第6条で対応するのは不十分である。ところが、茨木簡易裁判所昭和60年12月20日判決（判時1198号143頁）は上記の見解と全く異なる立場を持っている。当該判決の評釈として、加賀山茂「判批」森島昭夫＝伊藤進編『消費者取引判例百選』（有斐閣、1995年）110頁、坂東俊矢「判批」廣瀬久和＝河上正二編『消費者法判例百選』（有斐閣、2010年）14頁。

日本の民法には多くの相違点がある。

まず、中国民法は、制限民事行為能力者が法定代理人の代理を経ずに行った法律行為は不確定的無効であると規定している。ただし、これらの法律行為は、法定代理人の同意または事後の承諾を得て行った場合、行為者の年齢に応じた行為であった場合、および単に利益を得る場合には有効な法律行為と評価される。一方、民事行為無能力者の行った法律行為の効果は、同意や追認によって有効にする余地のない確定的無効である。

これに対し、日本の民法においては、未成年者が法定代理人の同意なくして行った法律行為は原則として有効な法律行為であるが、未成年者とその法定代理人に当該行為についての取消権を付与している（日本民法第120条1項）。さらに、前述のように、意思能力を欠く未成年者が行った法律行為は相対的無効と解されている。日本民法では、意思能力を有している未成年者は、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為の場合、法定代理人によって処分を許されている場合及び許可された営業の場合を除いて、法定代理人の同意なく、行った法律行為を、取り消すことができる<sup>(43)</sup>。

このように、未成年者の法的地位に関して、日中両国は異なる構成を採用している。しかし、いずれの場合も、制度趣旨は、未成年者の利益の保護に求められる。

次に、未成年者の法律行為の無効または取消し後の原状回復義務の問題についても、中国民法と日本民法には違いがある。

まず、日本民法では、未成年者の原状回復義務の範囲は民法第121条の2第3項により現存利益に制限されているところ、中国民法は未成年者に特別な規定を設けておらず、民法の一般規定の適用により解決している。

---

(43) 現代社会において、未成年者に対するスマートフォンの普及に伴い、ネットにかかわる新たな課題が出た。未成年者のオンラインゲームの代金決済に関する問題はその典型例である。この内容を触れている論文として、坂東俊矢「オンラインゲームをめぐる契約に関する消費者紛争と未成年者法理」高森八四郎＝小賀野晶一編『民事法学の基礎的課題：植木哲先生古稀記念論文集』（勁草書房、2017年）89頁以下、渡辺達徳「電子取引と未成年者保護—オンラインゲームに伴う未成年者の「詐術」をめぐる」沖野眞已ほか編『比較民法学の将来像岡孝先生古稀記念論文集』（勁草書房、2020年）439頁以下などがある。

つまり、未成年者の原状回復義務の範囲は現存利益に限定されない。

## 5 おわりに

以上、中国民法と日本民法の未成年者にかかわる規定の詳細について検討を加えてきた。いずれの法律も、未成年者の保護がその目的であるが、一方で、未成年者が自由に法律行為をする場合を典型的に定めている。その定め方については、それぞれの国の未成年者に対する社会の考え方や経済の状況などが反映しているものと解される。

中国民法は年齢を基準として、三段式の構成を採用しており、18歳以上の自然人を完全民事行為能力者とし、8歳以上の未成年者を制限民事行為能力者とし、8歳未満の未成年者を民事行為無能力者としている。しかし、8歳未満の未成年者を民事行為無能力者と扱い、その未成年者の行為能力を完全に否定するのは行き過ぎであるとする見解も主張されている。これらの見解によれば、その年齢基準を8歳から下げたり、制限民事行為能力者のように例外状況を想定したりする必要があるとされる。例えば、8歳未満の未成年者の場合であっても、個々の未成年者の差異を考慮して、その未成年者に生活に必要な行為能力を与えるべきであるとされる。

また、中国の成年擬制制度にも特色がある。すなわち、正規雇用されており、かつ自分の収入で自立できる16歳以上の未成年者は成人と同様の行為能力を付与されている。その結果、未成年労働者は自己の財産を自由に処分することができる。日本法においても未成年者が親権者の同意を得て働くことができるから、今後の日本民法の解釈においても参考となる点も含む。

本稿に残された課題は以下の通りである。

まず、統一民法典第157条において、未成年者した法律行為が無効となった場合の原状回復義務と過責がある場合の損害賠償責任が規定されているが、未成年者自身およびその親権者の賠償責任との関係は必ずしも明確に定められていない。この点については今後の課題としたい。

次に、中国においては、未成年者の権利と利益を保護することを目的とする「中華人民共和国未成年人保護法」が別に存在している<sup>(44)</sup>。この法律の主な趣旨は未成年者の健全な育成にあり、未成年者の行為能力などを対象としていない。この法律の意義と民法など他の法律の関係については、稿を改めることとしたい。

一方、中国における未成年者の消費者被害がどのような内容でどの程度生じているのか、さらにそれらの問題の解決に中国民法を含めた法律がどのように対応できているのかについても、重要な検討課題である。この点についても稿を改めて検討することとしたい。

---

(44) 当該法律は国、社会、学校、家庭のいずれも、未成年者を健全に成長させ、未成年者が有する、合法的権利及び利益が侵害されないことを保障する義務を有することを明確し、未成年者に害するものを厳しく禁じている。一方、中国の法律においては、自然人の適法に飲酒と喫煙の年齢が明らかに定まれているが、最新の「中華人民共和国未成年人保護法」第17条は未成年者の両親に、未成年者を飲酒させたり、喫煙させたりすることを禁じていると規定されている。また、同法第59条は、学校および幼稚園の近所に、お酒、タバコおよび宝くじの営業所の開設が禁じられる同時に、未成年者へ上記の商品の販売も禁じられている。従って、中国は日本と異なり、自然人が18歳に満たせば、飲酒と喫煙はいずれも自由に行う可能な行為であると理解できる。国家法律法規データベース・前掲注(20)「中華人民共和国未成年人保護法」を参照。